

別記様式第1号(第四関係)

みずなみしかっせいかけいかく  
瑞浪市活性化計画

ぎふけん みずなみし  
岐阜県瑞浪市

令和2年2月  
(変更:令和3年2月)

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	瑞浪市活性化計画
都道府県名	岐阜県
市町村名	瑞浪市
地区名(※1)	瑞浪地区
計画期間(※2)	令和2年度～令和5年度

## 目 標 : (※3)

農産物等直売所「きなあつ瑞浪」は、地域の農業振興の中心となり、特産品の瑞浪ポーノポークや地元農産物を積極的にPR、販売している。施設の精肉処理機能の強化と新たな衛生管理基準(HACCP)への対応を行うとともに、消費施設を整備することで、安全・安心な地域農産物の販売額を増加させ、適正な施設、作業の管理を行えるようにする。これにより、農産物等直売所「きなあつ瑞浪」で「瑞浪ポーノポーク」を3年間で450,000,000円販売する。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

瑞浪市は、岐阜県の東南部に位置し、屏風山系の一部地域を除いては、標高300m～400mの丘陵地が続き、その間をぬって中小河川が市域の中央部を東西に貫流する土岐川に注いでおり、これらの河川に沿って集落が点在し、その集落を中心に農用地が展開している。市街地は、市中央を横断する土岐川流域の平坦部に分布しており、市中西部の平坦地に広範な市街地が形成されているほか、土岐川に沿って帯状に市街地が分布している。気候は、平均気温15℃前後、平均湿度70%と温和な気候であり、年間降水量は1,500mm程度、夏季の降水量が多く降雪は少なくなっている。

農業については、耕作放棄地が年々増加(2010年耕作放棄地の割合21.5%、2015年耕作放棄地割合22.0%)している中、快適な農村環境の維持を図るため、農事組合法人など生産組織の担い手の育成支援、農地の有効活用、特産農産物の開発と定着、地産地消を推進するとともに、多面的機能を持つ農地の保全を図っている。

農業生産は、水稻、野菜などの耕種、花きなどの園芸及び養豚・酪農・養鶏を中心とする畜産に大きく区分される。水稻、野菜などの生産量は減少傾向であるが、花きなどの園芸部門は微増傾向にあり、都市近郊の立地条件をいかし需要の動向を把握しながら生産性の向上に努めている。畜産部門については、品質と生産性の向上を図っており、特に「瑞浪ポーノポーク」については地域の信頼と知名度を上げるため、流通拡大を推進しており、市外、県外から「瑞浪ポーノポーク」を求めて直売所に来場される方が増えている。

しかし、農家の高齢化と後継者不足は深刻であり、市は規模拡大志向農家等に農地集積を図りながら、担い手の育成に努めている。また、「瑞浪ポーノポーク」等の地元農畜産物の販売強化を進めることで、農業の振興、産業の維持確立、雇用の安定、定住化を目指している。

## 現状と課題

- ①瑞浪市の農業就業人口は年々減少しており、販売農家世帯員数は平成12年度は2,937人、平成17年度は2,083人、平成27年度は1,204人となっている。
- ②瑞浪市は農業振興と地域活性化の促進のため直売所を設置し、農家収入の安定化や地産地消に一定の効果をもたらしてきたが、来場者数と売上額は減少傾向がみられ、今後の安定した農家収入と担い手の育成に大きな影響が出る事が予想される(平成27年度売上額423百万円、平成30年度売上額389百万円)。
- ③瑞浪市が誇る特産品「瑞浪ポーノポーク」は、直売所を販売基盤として順調に売上額を伸ばしてきたが、現在は、その知名度の上昇に伴わず、販売額に減少傾向がみられる。販売額の増加を目指すためには、精肉処理を行う施設の能力に限界がある。
- ④将来の「瑞浪ポーノポーク」の生産頭数の増加に対して、処理加工施設が十分に対応できない。

## 今後の展開方向等(※4)

- ①直売所の機能強化によって、農畜産物の販売額を増加させ、直売所を活性化させる。直売所の活性化は、生産者の生産意欲高揚や離農者の減少につながり、地域農業を守り続ける意識を根付かせるとともに、定住化を促す。さらに、「瑞浪ポーノポーク」の販売量の増加と高付加価値化を進め、「瑞浪ポーノポーク」を取り扱う地元料理店等の収入増加や雇用の創出も図る。
- ②農畜産物の安定的な販売量の確保、販売額の増加を図ることにより、直売所を中心とした地域農業を活性化させ、農家収入の増加と新たな担い手の確保を図る。
- ③直売所の強化によって、安定した販売量の確保を行う。ブランド化を図っている「瑞浪ポーノポーク」を地域資源ツールとし、県内外問わず積極的に広く販売・PR活動を展開し、さらに認知度と販路の拡大を図る。また、精肉の専門的な知識を持った女性を積極的に雇用し、部位毎のおいしい食べ方や保存方法、食材としての利用方法などを紹介するサービスを行うことで女性の参画と売上額の増加を促す。
- ④直売所の機能強化によって、「瑞浪ポーノポーク」の生産頭数の増加に対応可能な体制を整える。
- ⑤「瑞浪ポーノポーク」及び地元農産物の消費施設を整備し、消費拡大を図る。

**【記入要領】**

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
瑞浪市	瑞浪地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	瑞浪市	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

瑞浪地区(岐阜県瑞浪市)	区域面積(※2)	17901.8ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 瑞浪市の総面積17,901.8ha(登記地目の合計)のうち、農林地面積の合計は15,123.4haで約84.48%を占める。総世帯数14,978世帯(平成27年2月1日現在)のうち農家は1,220世帯(2015年農業センサス、平成27年2月1日現在)で約8.1%となっており、農林業が重要な産業であると言える。		
②法第3条第2号関係: ・人口は平成26年4月1日現在39,414人であったものが平成31年4月1日現在37,440人と5年間で5.01%減少している。 ・高齢者比率(65歳以上人口)は平成26年4月1日現在の27.56%から平成30年4月1日現在の32.79%と上昇している。 ・農家数の推移は、平成22年には1,399戸に対して平成27年には1,220戸と21.84%減少している。 ・当該地域において、圃場整備された農地の集積が進んだものの、人口の減少、高齢化、農家の減少傾向が見られ、定住の促進が地域の活性化にとって有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: ・当該地区は、市街化区域を含んでいない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。



## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

直売所の販売額は直売所内のPOSシステム(既設)で管理されており、市がシステムから「瑞浪ポーノパーク」の年間販売額を抽出する。また、消費施設の販売額についても直売所のPOSシステムで管理することとしており、直売所分と同様に市がシステムから抽出する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。